

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の皆様の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。
- **0歳から2歳児クラスまでの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【無償化の対象となる手続き】

既に幼稚園、認定こども園に入園し、利用されている方については、改めて行っていたく手続きはありません。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **「保育の必要性の認定」を受けた1号認定児の「預かり保育料」が無償化されます。**（通常保育日の一時預かり保育は対象となりません。）

【無償化の対象となる手続き】

預かり保育について無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）の申請が必要です。申請にあたって、保護者の方の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）が必要です。

- **給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。**
このため、幼稚園・認定こども園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
ご理解・ご協力をお願いいたします。